

予 算 要 求 資 料

令和5年度当初予算

支出科目 款：衛生費 項：環境管理費 目：環境管理推進費

事業名 鳥獣保護事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 環境生活政策課 生物多様性係 電話番号：058-272-1111(内2922)

E-mail：c11260@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 2,725 千円 (前年度予算額： 2,220 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	2,220	0	0	0	0	0	0	0	2,220
要求額	2,725	0	0	0	0	0	0	0	2,725
決定額	2,725	0	0	0	0	0	0	0	2,725

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護管理法)により策定した鳥獣保護管理事業計画に基づき、鳥獣保護区等を指定。

(2) 事業内容

鳥獣保護管理事業計画に基づき、鳥獣保護区等の整備や調査を実施する。

- ア 鳥獣保護区等の整備 (標識の設置・撤去)
- イ 鳥獣保護区特別保護地区の状況調査

(3) 県負担・補助率の考え方

鳥獣保護管理事業計画の策定は、鳥獣保護管理法により都道府県が実施する業務と定められており、県負担は妥当である。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
旅費	106	業務旅費
需用費	28	消耗品費、燃料費
役務費	16	通信運搬費
委託料	2,575	特別保護地区調査委託
合計	2,725	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

第13次鳥獣保護管理事業計画（令和4年度～令和8年度）
岐阜県第二種特定鳥獣管理計画

(2) 後年度の財政負担

鳥獣保護管理法に基づく鳥獣保護区指定業務等、第13次鳥獣保護管理事業計画等に基づく施策のため、継続実施する必要がある。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

鳥獣保護管理事業計画に基づいて、鳥獣保護区等の整備を実施し、野生鳥獣及びその生息地の保護を図ることで、人と野生動物の共存する社会づくりを目指す。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (R)	R4年度 実績	R5年度 目標	R6年度 目標	終期目標 (R)	達成率

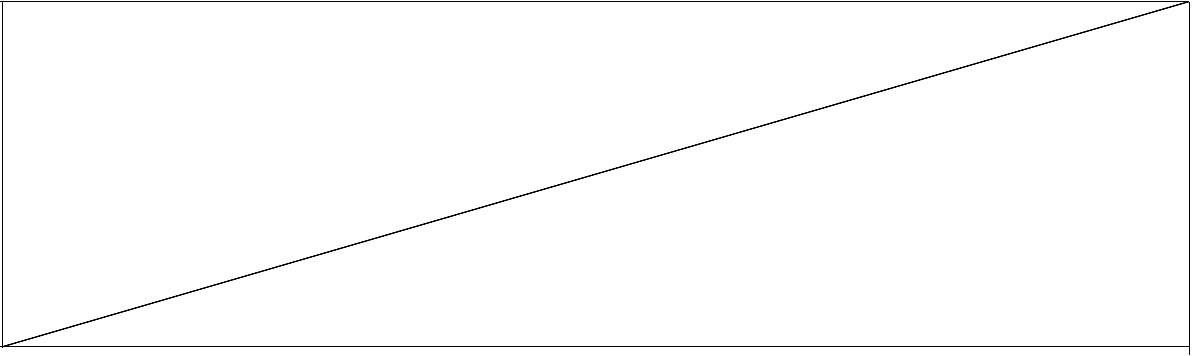
○指標を設定することができない場合の理由

鳥獣保護区等の整備地区は、「第13次鳥獣保護管理事業計画」に記載されており、計画的に実施されているため、指標の設定は困難。

（これまでの取組内容と成果）

令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・取組内容 1) 鳥獣保護区等の整備（標識の設置・撤去） 鳥獣保護区等の新規、再指定、更新及び標識の設置・巡視を実施。 2) 特別保護地区の調査の実施 特別保護地区の指定にあたって、生息する動植物等の調査を実施。 ・成果 鳥獣保護管理事業計画に基づいて、鳥獣保護区等の整備を適正に実施した。 また、特別保護地区の指定にあたって、生息する動植物等の調査を実施し、特別保護地区としてふさわしい個所を指定することができた。
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・取組内容 1) 鳥獣保護区等の整備（標識の設置・撤去） 鳥獣保護区等の新規、再指定、更新及び標識の設置・巡視を実施。 2) 特別保護地区の調査の実施 特別保護地区の指定にあたって、生息する動植物等の調査を実施。 ・成果 鳥獣保護管理事業計画に基づいて、鳥獣保護区等の整備を適正に実施した。 また、特別保護地区の指定にあたって、生息する動植物等の調査を実施し、特別保護地区としてふさわしい個所を指定することができた。

令和5年度



2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・ 事業の必要性 (社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3 : 増加している 2 : 横ばい 1 : 減少している 0 : ほとんどない	
(評価) 3	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、鳥獣保護区等の整備を実施する必要がある、野生鳥獣の保護及び狩猟の適正化に資することは県の責務である。
・ 事業の有効性 (指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3 : 期待以上の成果あり 2 : 期待どおりの成果あり 1 : 期待どおりの成果が得られていない 0 : ほとんど成果が得られていない	
(評価) 2	鳥獣保護区等の調査結果は、更新計画書や県審議会の説明資料に反映されており、結果、適切な更新等が実施されている。
・ 事業の効率性 (事業の実施方法の効率化は図られているか) 2 : 上がっている 1 : 横ばい 0 : 下がっている	
(評価) 2	定期的な巡視により、看板の劣化状況を正確に把握し、必要最低限の改修を実施している。

(今後の課題)

・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項 野生鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図るには、鳥獣保護区等の整備が必要不可欠であり、継続的な事業の実施が必要となる。

(次年度の方向性)

・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 今後も人と野生動物の共存する社会づくりのため、適正な鳥獣保護区等の整備の実施に努める。
